

南魚沼市監査委員告示第3号

住民監査請求に係る監査結果について

令和8年4月9日付けで提出のあった住民監査請求について、監査した結果を地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第242条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月4日

南魚沼市監査委員 片桐 真司

住民監査請求監査結果

第1 請求人 (略)

第2 請求の要旨等

請求人提出の「南魚沼市職員措置請求書」による請求の要旨及び求める措置は次のとおりである。

1 請求の要旨

南魚沼市議会議員・A氏は、政治団体「D」（以下「D」という。）の活動が無償で行う目的で任意団体「C」（以下「C」という。）名義を使用し、公的施設を「学習目的」として利用申請を繰り返している。南魚沼市教育委員会（教育長管轄下の社会教育課及び図書センター）（以下「教育委員会」という。）は、令和8年2月21日の南魚沼市図書館（以下「図書館」という。）多目的室利用において、チラシ実態に基づき「内容が勉強会でも有料」との判断を下し、適正な使用料を徴収した。これにより市は、「A氏によるC名義の申請が、実際は有料対象の政治活動である」と公式に認定した。しかし、市は、令和7年11月29日の南魚沼市中央公民館（以下「中央公民館」という。）利用など、全く同一の過去の事案について、遡及徴収を怠っている。これは財務会計上の不当な不作為であり、未徴収金の全額回収及び再発防止措置を求める。

2 求める措置

- (1) 過去に「C」名義で行われたすべての施設利用実績を全件調査すること。
- (2) 不正な無償利用と判明した全件について、A氏に対し使用料を遡及徴収すること。

3 請求する要旨の論点整理と措置の内容

請求人から提出のあった南魚沼市職員措置請求書及び事実証明書（証拠説明書）（以下「事実証明書」という。）等から、請求の内容を次のように解した。

(1) 主張事実

本件請求は、南魚沼市議会議員のA氏が「C」名義を使用し、公的施設を学習目的と偽って申請、利用を繰り返している。また、実態は政治活動であることから使用料は有料であるにもかかわらず教育委員会は無料とし、使用料徴収を怠っていることについて職員の懈怠であり、不当であると主張するものである。

(2) 必要な措置の内容

本件が求める措置は、「C」が過去に利用した公的施設の利用実態について市が調査し、申請内容と利用実態が乖離する場合の使用料徴収可否の検討及び有料

と判断される事案については遡及徴収を行うこと。また今後、同様の不正を防止するため、再発防止措置を講じること。

第3 請求の要件審査

請求書の提出は令和8年4月9日であるが、請求書の要件に不備があり、同月15日、請求人に対し補正命令を行い、同月20日に補正書の提出を受けた。本件請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているとして、これを受理した。

第4 監査の実施

1 請求の理由

以下が請求の理由である。

- (1) A氏による令和8年2月21日の図書館多目的室の利用申請は目的を勉強会としているが、同日の利用が「報告会」と広く宣伝されていることから、教育委員会はこの申請内容を虚偽と認定し同室の利用を有料とした。
- (2) A氏が申請した令和7年7月9日の「C」による図書館多目的室の利用や同年11月29日の「C」による中央公民館実習室の利用について、教育委員会は申請内容から勉強会として無料にて許可しているが、本人のSNS投稿から利用実態は政治活動と分かったにもかかわらず、教育委員会は当初の判断を変えず、使用料の徴収を行っていない。
- (3) A氏は学習目的による両施設の利用は無料で使用が認められることを認識したうえで虚偽の申請を行うとともに、虚偽申請を認めさせるため「C」を任意団体と偽っている。

2 請求の理由の論点整理

(1) 令和7年7月9日の図書館多目的室の利用

同日における利用実態について調査を行ったうえで市による使用承認が適正なものであったか否か判断するとともに、有料利用であった場合は遡及徴収を勧告すること。

(2) 令和7年11月29日の中央公民館実習室の利用

同日における利用実態について調査を行ったうえで市による使用許可が適正なものであったか否か判断するとともに、有料利用であった場合は遡及徴収を勧告すること。

(3) 令和8年2月21日の図書館多目的室の利用

同日における利用実態について調査を行ったうえで市による使用承認が適正なものであったか否か判断すること。

(4) 上記利用のほか「C」名義による施設利用

「C」名義による施設利用における利用実態について調査を行ったうえで市による使用許可又は承認が適正なものであったか否か判断するとともに、有料利用であった場合は遡及徴収を勧告すること。

(5) 再発防止の必要性

「C」による利用申請については、その利用実態に即した申請をするよう指導・勧告すること。

3 監査対象

主張事実について、公金の賦課・徴収を怠る事実があるか、及び違法・不当に財産の管理を怠っている事実があるかについて監査対象とした。ただし、事実証明書により摘示されているのは、「C」及び「D」による中央公民館及び図書館多目的室の利用に係るものであり、それ以外の市の公の施設に対する利用に関しては具体的な摘示がなく財務会計行為の特定が不可能である。最高裁平成2年6月5日判決にて示されるとおり、監査請求の対象とされる財務会計行為は監査期間の制限がある以上個別的、具体的に摘示して特定されるべきである。したがって監査対象としては次の1. から4. の中央公民館及び図書館多目的室の利用に対するものに限定する。

1. 令和7年7月9日の図書館多目的室の利用
2. 令和7年11月29日の中央公民館実習室の利用
3. 令和8年2月21日の図書館多目的室の利用
4. 上記利用のほか「C」、「D」名義による中央公民館及び図書館多目的室の利用

4 監査の期間

令和8年4月9日から令和8年6月4日

5 監査対象部局

教育部社会教育課及び教育部図書センターを監査対象とした。

6 請求人からの証拠の提出及び陳述等

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月11日、陳述の機会を設けた。請求人は陳述会を辞退したが、陳述書、補充意見書、証拠説明書を新たに提出した。

なお、陳述書の趣旨は、「第2. 3 請求する要旨の論点整理と措置の内容」で網羅されていると解した。

7 関係職員の陳述の聴取

社会教育課並びに図書センターから弁明書の提出を受けるとともに、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和8年5月19日に関係職員から陳述の聴取を行った。

教育部長、図書センター長、社会教育課長が出席し、各人が陳述を行った。

8 関係人の説明聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和8年5月18日に「D」の現代表であるA氏から、詳細を確認するため説明聴取を実施した。

説明聴取の要旨は、「C」についての実態、本件の中央公民館、図書館多目的室の利用内容についての聴取と請求人の事実証明書及び証拠説明書に基づくA氏とB氏のX、フェイスブック等の真偽について確認を行った。

9 監査執行の辞退

小澤実監査委員から、地方自治法第199条の2の規定による除斥には該当しないが、本件監査の執行を辞退したい旨の申出があり、小澤実監査委員は本件監査に関与していない。

第5 監査の結果

1 公民館及び図書館施設利用の法的整理

(1) 中央公民館の利用

ア 中央公民館について

中央公民館は地方自治法第244条第1項に定義する普通地方公共団体による住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、即ち公の施設のうち、社会教育法（以下「法」という。）第20条による、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置される公民館に該当する。

同公民館は、設置主体が市町村であることを義務づけた法第21条の規定に基づき、法第24条及び南魚沼市公民館条例（以下「公民館条例」という。）第1条を根拠として南魚沼市によって設置された南魚沼市公民館のうちの一つである。

イ 中央公民館の事業及び運営方針について

社会教育法では、法第20条の目的を達成するため同法第22条第1項第1号から第6号において公民館が概ね行うべき事業を定めている。これを受け南魚沼市公民館条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条より概ね行う事業が定められている。具体的には以下のとおりである。

- ① 成人教育及び婦人教育に関する事。
- ② 青少年教育に関する事。
- ③ 芸能及び文化に関する事。
- ④ 視聴覚教育に関する事。
- ⑤ 体育及びレクリエーションに関する事。
- ⑥ 図書の管理及び運営に関する事。

- ⑦ 社会教育関係団体、機関等の連絡を図ること。
- ⑧ 施設を市民の集会その他公共の利用に供すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、社会教育推進のため必要と認めること。

また、法第23条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項において、公民館の運営方針として、行ってはならない行為を以下のとおり挙げている。

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

ウ 中央公民館の利用について

中央公民館の利用は、南魚沼市公民館利用規則（以下「利用規則」という。）第6条により、利用申請書に必要事項を記入し、館長を経由して教育委員会の許可を受けることが定められている。

その際の判断として、公民館条例第6条により利用の不許可の場合を、第7条第1項により公民館使用料の無料を、同条第2項により目的以外に利用する場合にあっては南魚沼市行政財産の目的外使用条例（以下「目的外条例」という。）によるものがそれぞれ定められている。さらに、目的外条例によれば第2条において管理者による使用の許可を、第3条において管理者による使用の制限を、第7条にて使用者による使用料の納付についてそれぞれ定められている。

これらを踏まえれば、即ち教育委員会による利用判断は、a：目的内使用として無料で許可するもの。b：目的外使用として有料で許可するもの。c：使用を許可しないもの。の3つに分かれることがわかる。

この際、その判断基準としては公民館条例第6条及び目的外条例第3条を除けば例規上明示的に定められている訳ではないが、利用許可の判断基準として運用されている「南魚沼市公民館の許可に関する内規」（以下「公民館内規」という。）によれば無料で許可する場合として

- ・市内在住、在勤、在学者等が公民館本来の使用目的に合う使い方をする場合。としており、根拠として法第20条、第22条及び公民館条例第7条を挙げている。このことから、上記で述べた法第20条を達成するために行われる法第22条の事業に合致する内容を本来の使用目的と認め、無料で許可すると解される。

また、同内規では不許可とする場合として法第23条を根拠として

- ・もっぱら営利目的で使用するもの

- ・政治活動で使用するもの
- ・宗教活動で使用するもの

を挙げている。ただし同条の趣旨として、社会教育施設としての営利の追求の禁止や政治的中立、宗教的中立を求めるものであって、これらの利用を全面的に禁ずる性質のものではないことから、許可する場合と不許可とする場合を例示し、一律に不許可とはしないことが明示されている。

(2) 図書館多目的室の利用

ア 図書館多目的室について

南魚沼市図書館は、地方自治法第244条第1項に定義する普通地方公共団体による住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、即ち公の施設のうち、図書館法第2条第1項及び第2項にて定義される図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として地方公共団体が設置する公立図書館である。同図書館は図書館法第10条及び南魚沼市図書館条例（以下「図書館条例」という。）第1条を根拠として南魚沼市により設置されている。多目的室は同図書館内にある、図書館機能を補強することを目的として多様な用途に供されることを想定して設けられている付帯施設である。

イ 図書館の業務及び運営方針について

図書館の業務について、図書館法第3条において、図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意した「図書館奉仕」の実施に努めなければならないとされている。これを受け、図書館条例第4条において、図書館法第3条の規定により行う業務として第1号から第8号まで定めている。具体的には

- ① 図書館資料の収集、整理及び保存
- ② 資料の閲覧及び貸出し
- ③ 読書案内及び調査相談
- ④ 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の開催
- ⑤ 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- ⑥ 学校、公民館その他の施設との連携
- ⑦ 他の図書館との相互協力
- ⑧ その他教育委員会が必要と認める業務

である。

また、図書館の運営方針として明示的に定められているものはない。しかし、法第9条第1項では図書館を社会教育のための機関と定義している。加えて、図書館法第1条では、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄

与することを目的として定められている。これらにより、図書館が社会教育施設であり、図書館法が社会教育法の精神に基づいていることに注目すれば、図書館の運営方針は法第23条に規定される公民館の運営方針に準じた運営方針が求められることは法の趣旨に鑑みて妥当である。

ウ 図書館多目的室の利用について

図書館多目的室の利用について、図書館条例では第5条にて使用の制限を、第6条第1項にて使用者は教育委員会の承認を得ること、第7条にて使用承認の取消し等を、第8条にて使用料が無料であること及び多目的室を目的外に使用する場合は目的外条例による旨がそれぞれ定められている。

さらに、目的外条例によれば第2条において管理者による使用の許可を、第3条において管理者による使用の制限を、第7条にて使用者による使用料の納付についてそれぞれ定められている。

これらを踏まえれば、即ち教育委員会による利用判断は、a：目的内使用として無料で承認するもの。b：目的外使用として有料で承認するもの。c：使用を承認しないもの。の3つに分かれることがわかる。

この際、判断基準としては図書館条例第5条及び目的外条例第3条を除けば例規上明示的に定められている訳ではないが、使用承認の判断基準として運用されている「南魚沼市図書館の利用について（内規）」（以下「図書館内規」という。）によれば、利用許可の範囲として

- ① 社会教育関連団体が本来の目的で利用する場合。
- ② 市行政の付属、関連組織等が本来の目的で利用する場合。
- ③ 団体・サークル・集団等が交流、学習、文化芸能活動等の目的で利用する場合。
- ④ その他、公共的利用と認められる場合。

が挙げられている。この範囲については、無料又は有料（目的内又は目的外）の別を示しているわけではないことには留意が必要である。したがって判断は、図書館法及び図書館条例の趣旨に則って申請がされた際には、無料で利用することを承認すると認められる。

また、同内規には法第23条に関する利用に係るものも明記されており、先述した法の趣旨に基づき、許可する場合及び不許可とする場合について例示されている。

(3) 両施設の目的外使用

前段までの調査から、両施設における目的外使用とは、根拠となる法又は図書館法若しくはそれを受けて定められた施行規則や図書館条例において示される事業目的の内容に異なる点はあるものの、法第23条、公民館条例第6条（利用の不許可）、図書館条例第5条（使用の制限）の趣旨に則り、公序良俗に反せず、施設管

理に支障をきたさない内容であるとして、教育委員会から許可又は承認された案件であると判断できる。

管理者（本件の場合は公民館条例第3条及び図書館条例第3条により教育委員会が管理者である）は、目的外での使用を許可又は承認した場合は目的外条例第7条により別表により定められた料金を徴収する。なお、その金額はそれぞれ中央公民館実習室の場合は、午前9時から正午までは2,530円、午後1時から午後5時までは2,860円、午後6時から午後10時までは3,520円、図書館多目的室の場合は午前9時から正午までは2,430円、午後1時から午後5時までは3,250円、午後5時から午後9時までは4,400円である。

（4） 政党等による施設利用

先述したように、政党等による施設の利用は法第23条第1項第2号の趣旨に基づけば、これを一律に禁止するものではない。このことは、平成27年6月19日付内閣総理大臣答弁により、「社会教育法第23条第1項第2号の規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」とある。加えて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課により平成30年12月21日付事務連絡として、「本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」と法第23条第1項第2号の趣旨について周知する文書が发出されていることから認められるところである。

両施設における内規においても、政治政党の取扱いとして許可するもの、不許可とするものとして同様の例が示されており、許可するものとして

① 国政、県政、市政等の学習のために使用する場合。

② 選挙管理委員会の許可したもの。

を挙げている。また、不許可とするものとして

① 特定の政党、特定の候補者を支持するための、いわゆる講演会、励ます会等の集会。

② 事前運動と判断されるもの。

を挙げている。

これらから判断すれば、両施設の内規は概ね法第23条の趣旨が反映されていると認められる。

2 「C」及び「D」の組織的根拠

（1） 「C」

「C」について、その発足日が明確にわかる根拠は存在しないが、概ね令和6年12月から令和7年1月頃にかけて、A氏の発案により立ち上げられた団体である。市民の政治意識の向上については選挙における投票率の向上を目的として、主に勉強会を行うことがその活動内容である。代表者は特におらず、構成員についても定例的に参加する複数名のメンバーを含む不特定の参加者によって構成されるなど、概ね参加者の自主的な活動を主とするサークル的な性格を持つ団体である。

(2) 「D」

「D」について、同会は南魚沼市議会における会派のうちの一つである。会派とは南魚沼市議会基本条例第10条により議会活動を行う為の団体であり、同逐条解説により複数の議員で結成される議員集団（ただし国政政党公認の一人会派の場合を除く）を指す。令和7年10月19日に実施された南魚沼市議会議員選挙の結果を受け、議員に当選したA氏及びB氏の2名を構成員とし、同年11月1日に発足した。代表者はA氏、経理責任者はB氏である。（監査委員調査により判明）

3 関係人のA氏による説明等

- ・「C」は、市民の政治への関心を高め、投票率の向上に資することを目的に1年半程前に立ち上げ、活動として主に勉強会を行っている。
- ・「C」の代表者は特にいない。構成員としては毎回来てくれるメンバーが8、9人くらいいる。メンバーによるライングループもある。
- ・「D」はA氏、B氏の2人の議員により政治的な活動を行っている。
- ・利用申請については、「C」、「D」ともにA氏が行っている。
- ・7月9日の利用内容については、投票率の低下等のデータを示した後、どうしたら投票率が上がるかという話をした。
- ・11月29日の利用内容については、議会に関心を持ってもらうため、12月議会に提出される議案や内容について紹介し、傍聴に来てもらいたい旨を話した。
- ・2月21日の利用内容については、チラシにおいて会派の活動報告のような表現をしているがこの部分については間違えてしまった。3月議会の予算について紹介し、傍聴に来て関心を持ってもらいたい旨を話した。
- ・令和7年3月5日に投稿されたブログの内容（「C」の立ち上げ及び同年2月27日に第1回勉強会を行った旨を報告）は間違いない。
- ・同年7月7日に投稿されたXの内容（「と政治を語る」という集会を7月9日図書館多目的室で行うことの告知、B氏にどうやったら若い人たちに政治に関心をもってもらえるのか聞く）は間違いない。
- ・同年11月27日に投稿されたXの内容（「D、12月定例会前報告会」を11月29日公民館実習室で行うことの告知及びA氏とB氏により会派「D」を結成したことを報告した）は間違いない。
- ・同年11月27日にB氏により投稿されたXの内容（Dによる12月定例会前報

告会を11月29日に中央公民館実習室にて開催する告知)について、「D」が行うのではなく「C」が行ったものであると訂正するが、概ね間違いない。

- ・同年11月29日にB氏により投稿されたフェイスブックの内容(11月29日に「Dとは?」「新人議員のリアルな40日」「一般会計補正予算のしくみ」について話し、参加者からも質問が出た旨の報告)について概ね間違いない。

- ・令和8年2月17日に投稿されたXの内容(当初予算編成についての勉強会を2月21日に図書館多目的室で行うことの告知、「D南魚沼市活動報告 Vol.1」も画像として併せて掲載している)は間違いない。

4 社会教育課・図書センターの陳述

(1) 図書センター

- ・図書館内規は、少なくとも令和7年以前より施設の利用許可における運用上の判断基準として機能している。

- ・内規の利用許可の範囲の1～3は条例の目的に沿うもの、4は市や県など公的機関による使用を想定して設けられている。

- ・組合や職業団体等の総会等は、有料として使用を承認した。

- ・令和7年7月9日の使用については学習会であると判断し、無料で使用を承認した。

- ・令和8年2月21日の使用については、チラシの内容から学習会ではなく政治的主張を含む交流会に該当するものと判断し、目的外使用として有料にて使用を承認した。

- ・多目的室の使用手順として、電話や来館による事前申し込みの段階で利用目的を聴取し、その後申請書の提出を受けて使用承認の判断を行い、使用をさせる。

(2) 社会教育課

- ・公民館内規は、少なくとも令和7年以前より施設の利用許可における運用上の判断基準として機能している。

- ・中央公民館実習室の令和7年2月27日、同年5月1日及び同年11月29日の「C」による利用は、いずれも目的内使用として許可した。

- ・教育委員会による中央公民館使用許可事務の手順は、空きがあるか確認の問合せが来た段階で利用目的について聴取する。その段階で明らかに許可できない場合はその旨回答する。その後、申請書による申請があった段階で書面による審査を行い、許可不許可の決定をする。

- ・目的外使用として有料とした事例については、企業による研修会や特定の人のみを対象とした講演会等がある。

- ・11月29日の利用に係るSNS投稿の内容については、本件請求により初めて把握した。

- ・11月29日の使用について、申請内容とSNS投稿等から窺える利用実態との

差異は乖離と言えるほどの違いはない。SNS投稿内容からは、特定の候補者を応援することを促すような内容であるかは確認できず、目的外条例第11条に規定する、詐欺その他の不正行為により徴収を免れた場合にあたるとは考えていない。

5 事実の確認

請求人からの提出書類、監査対象部局からの提出書類及び陳述並びに関係人に対する聴取により、確認できた事実は以下のとおりである。

(1) 1. 令和7年7月9日の図書館多目的室の利用

ア 「C」は、令和7年7月9日に利用申請書により同日夜間の多目的室の利用を申請した。申請者はA氏、利用目的は投票率の向上である。

イ 教育委員会は、無料による同室の使用を承認した。

(2) 2. 令和7年11月29日の中央公民館実習室の利用

ア 「C」は、令和7年11月25日に利用申請書により同年11月29日の実習室の利用を申請した。申請者はA氏、利用目的は市民の議会への関心を高めるである。

イ 教育委員会は、無料による同室の使用を許可した。

ウ A氏は令和7年11月27日に自身のXを投稿し、同年11月29日午後2時から「D、12月定例会前報告会」を開催する旨を告知した。

エ 同一の投稿にて、市議会議員選挙に当選した自身とB氏による会派「D」を結成したことを報告した。

オ B氏は同日に自身のフェイスブックを投稿し、「D」の「12月定例会前報告会」の開催を告知した。

カ 上記投稿において、報告会の目的は定例会への傍聴を促すものとしている。

キ 教育委員会は、ウの存在を請求人の提出した事実証明書によって把握した。

ク 教育委員会は、その後オの存在についても確認した。

ケ B氏は、令和7年11月29日にフェイスブックを投稿した。報告会の内容は「D」について紹介し、議員活動の実際や一般会計予算の仕組みについて語るものであった。

コ 教育委員会は、無料使用の判断を維持した。

(3) 3. 令和8年2月21日の図書館多目的室の利用

ア 令和7年12月5日、A氏より学習会として同室を利用したい旨の仮予約の電話連絡があった。

イ 教育委員会は、同年12月6日に電話によりA氏に対し、同室の利用目的について確認を行ったが、A氏は書面による照会を求めた。

ウ 教育委員会は、12月9日付南魚沼市図書センター長名で同室の利用目的について書面照会を行った。照会内容は、①学習会が実際には特定の政党や候補者を支持するための集会、あるいは特定の会派や議員への支持を誘導するものとなっ

- ていないか。②議会の勉強会とは具体的にはどのようなものか。③同室の個人利用は原則認めていないため、予約者を団体にすることは可能か。の3点である。
- エ A氏は同年12月15日、電話にて個人ではなく、「C」で申請をし、議員、「D」の主義主張は行わないと回答した。これを受け教育委員会は、利用目的を学習目的と判断し仮予約を受け付けた。
- オ 教育委員会は、令和8年2月13日頃に新聞折込等で配布した「D南魚沼市活動報告 Vol.1」の存在を確認した。記載内容として、会派「D」の理念・活動方針、活動報告及び2月21日に多目的室で「報告会」を行うとあることも併せて確認した。
- カ 「D南魚沼市活動報告 Vol.1」は印刷代、配送料、折込代が会派「D」の政務活動費から支出されていた。
- キ 教育委員会は事前の仮予約で確認した内容と異なると考え、A氏に対しあらためて本来の使用目的を電話にて確認した。
- ク A氏は「D南魚沼市活動報告 Vol.1」では、「報告会」と記載してしまっていたが、内容はあくまでも学習会であると回答した。
- ケ 教育委員会はこの時点で申請書が提出されていなかったため、「D」として利用申請書を提出するようA氏に促した。
- コ 令和8年2月16日に同室の利用について申請書が提出された。利用団体は会派「D」、利用目的は市政勉強会である。
- サ 教育委員会は勉強会ではなく政治的主張を含む交流会と判断し、有料による同室の使用を承認した。

(4) 4. 上記利用のほか「C」名義による施設利用

- ア 令和7年2月27日に中央公民館実習室を利用する旨記載の利用申請書が同年2月14日に提出された。申請者はA氏、利用目的は「市民の市政への関心を高める」である。これに対して教育委員会は、同室の使用を無料として許可した。
- イ 令和7年5月1日に中央公民館実習室を利用する旨記載の利用申請書が同年4月14日に提出された。申請者はA氏、利用目的は「市民の市政への関心を高める」である。これに対して教育委員会は、同室の使用を無料として許可した。
- ウ 令和7年10月5日に図書館多目的室を利用する旨記載の利用申請書が同年9月26日に提出された。申請者はA氏、利用目的は「子育て世代を呼び込もう」である。これに対して教育委員会は、令和7年9月30日に利用目的について電話でA氏に照会し、観光関係の勉強会である旨を確認したため、選挙活動や事前活動にあたらぬものとして、無料による使用を承認した。

6 監査委員の判断

(1) 「C」及び「D」の施設利用の法的根拠

公民館にあつては、利用規則第6条をもって申請したものについて教育委員会

が公民館条例第6条に該当せず、かつ同第7条第1項及び第2項のいずれかに該当するものとして許可するものである。

図書館にあっては、図書館条例第6条に基づき同第5条に該当せず、また同第8条に該当するものとして教育委員会により承認されるものである。ただし、同第7条第1項各号に該当した場合は、使用承認の取消し又は使用の中止があり得る。

(2) 上記の監査対象1. から4. の利用における使用料の無料・有料についての教育委員会の判断

1. 令和7年7月9日における「C」による図書館多目的室の利用については、市内在住・在勤・在学者が含まれる団体による政治に対する関心を高めることを目的として行われる学習会であり、教育委員会は、図書館条例第4条第4号に掲げる読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会の開催に類するものとして、図書館法及び図書館条例の業務に沿った使用目的であると判断した。図書館内規による利用許可の範囲として挙げる団体・サークル・集団等が交流、学習、文化的活動等の目的で利用する場合の範囲内に該当することから目的内使用として無料による使用を承認した。

2. 令和7年11月29日における「C」による中央公民館実習室の利用については、市内在住・在勤・在学者が含まれる団体による政治に対する関心を高めることを目的として行われる学習会であり、教育委員会は法の目的及び施行規則の事業に則った使用目的であると判断した。公民館内規による市内在住・在勤・在学者等が公民館本来の使用目的に合う使い方をする場合に該当するとして無料による使用を許可した。

施設使用後のSNS投稿により、利用実態が学習会とみなすことができない疑義が生じたが、施行規則第3条第8号に規定する施設を市民の集会その他公共的利用に供することに該当し、法の目的及び施行規則の事業に則った使用目的であるとして、無料使用の判断を維持した。

3. 令和8年2月21日における「D」による図書館多目的室の利用については、教育委員会は図書館条例第4条に掲げる業務のいずれにも該当せず、したがって図書館法及び図書館条例の業務に沿った使用目的であるとは言えないが、図書館内規による不許可事由のいずれにも該当せず、また利用許可の範囲に示す、団体・サークル・集団等が交流、学習、文化的活動等の目的で利用する場合の範囲内に該当することから目的外使用として有料による使用を承認した。

4. 上記利用のほか「C」名義による施設利用について、教育委員会はいずれの場合も、中央公民館実習室使用の場合にあっては、施行規則第3条第1号に規定する成人教育及び婦人教育に関する事業として法の目的及び施行規則の事業に則った使用目的であり、図書館多目的室の場合にあっては図書館条例第4

条第4号に掲げる読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会の開催に類するものとして、図書館法及び図書館条例の業務に沿った使用目的であるとそれぞれ判断し、いずれも目的内使用として無料による使用を許可又は承認している。

(3) 中央公民館、図書館多目的室の利用許可の判断

まず、許可判断に際し、教育委員会は利用の問合せ、仮予約の段階で対面又は電話で利用目的について直接確認をしている。そのうえで申請書が提出された段階で記載内容に基づき判断を行う。その後、実際の使用日までに知り得た客観的事実があれば使用判断の変更も行っている。即ち、申し込みの段階で確認した利用内容の内実が正しいことを前提とし、実際の使用日までに知り得た単に申請書に留まらない客観的事実に基づき許可判断を行っている。

また、「C」はサークル的性質を持つ任意団体であり、「D」は市議会内の会派である。

これらを踏まえて監査対象について検証する。

第1点目、令和7年7月9日の「C」による図書館多目的室の利用については、教育委員会は聞き取り及び申請書から勉強会と判断している。これら以外の事実をもってより詳細な利用実態を把握することは困難であり、したがってこれら知り得た事実により判断を行うことは合理的である。利用目的が学習会である以上、図書館条例第4条第4号に掲げる読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会の開催に類するものとして、図書館法及び図書館条例の業務に沿った使用目的であると判断したこと、図書館内規による利用許可の範囲として挙げる団体・サークル・集団等が交流、学習、文化的活動等の目的で利用する場合の範囲内に該当すると判断したことはいずれも適正であり、したがって、教育委員会がこれを目的内使用として無料で使用することを承認したことに違法又は不当な点はない。

第2点目、令和7年11月29日の「C」による中央公民館実習室の利用については、教育委員会は聞き取り及び申請書から同日の利用を学習会と判断した。A氏により11月27日の段階でXに投稿された内容は、申請者及びその関係者の発信する情報を常に監視、調査していない限り把握は困難であり、上記により学習会と判断したことは合理的である。利用目的が学習会である以上、施行規則第3条第1号に規定する成人教育及び婦人教育に関する事業として法の目的及び施行規則の事業に則った使用目的であると判断し、公民館内規による市内在住・在勤・在学者等が公民館本来の使用目的に合う使い方をする場合に該当するとして無料による使用を許可した教育委員会の判断は適正である。

また、A氏による11月27日のX投稿の存在を確認したにもかかわらず無料使用の判断を維持していることについても併せて検証する。

同投稿の内容は、「D、12月定例会前報告会」を11月29日に中央公民館実習室で行うことの告知及びA氏とB氏により会派「D」を結成したことを報告

したものである。教育委員会はこれに加えてB氏により同日投稿されたフェイスブックについても確認しており、内容は12月定例会への傍聴を促すものである。

また、B氏による11月29日のフェイスブック投稿によれば、同日の内容は「D」について紹介し、議員活動の実際や一般会計予算の仕組みについて語るものであった。同日における利用実態について把握できる客観的な証拠は他には見当たらない。

これら内容からは、同日の集会在申請書の目的とすべて一致しているとは言えないが、しかしながら、これら内容がSNS投稿により広く周知されていたこと、及びこれら投稿の内容を鑑みれば、同日の利用内容は、学習会の要素に加え、「D」の主張を含む可能性はあるが、広く住民に参加を呼び掛ける集会的な性質を併せ持つものと言える。

このことは、法第23条の趣旨及びそれに則った内規に照らして利用を禁止すべき内容、即ち特定の政党、特定の候補者を支持するための、いわゆる講演会、励ます会等の集会や事前運動と判断されるものであったとは言えず、法第22条及びそれを根拠とする施行規則第3条第1号の成人教育及び婦人教育に関すること及び同条第8号の施設を市民の集会その他公共の利用に供することに該当するものである。したがって公民館内規による市内在住・在勤・在学者等が公民館本来の使用目的に合う使い方をする場合に該当するとして、無料による利用を許可した教育委員会の判断についてこれを維持したことに違法又は不当な点はない。

第3点目、令和8年2月21日の「D」による図書館多目的室の利用については、教育委員会は当初、聞き取り内容から「C」による学習会であると判断していたものの、「D南魚沼市活動報告 Vol.1」の存在及び記載内容を確認し、聞き取り内容と異なるとしてその記載内容に基づき、政治的主張を含む交流会であると判断した。

「D南魚沼市活動報告 Vol.1」の記載内容として、会派「D」の理念・活動方針、活動報告及び2月21日に多目的室で「報告会」を行う旨が同時に記載されており、これが新聞折込として広く周知されていたことから、実際の開催内容のいかんにかかわらず、当該折込を閲覧した住民にとって同日の集まりが学習会ではなく、政治的主張を含む集会であるとともに、これに参加することを広く呼び掛けているものであると判断することは合理的である。また、「D南魚沼市活動報告 Vol.1」に係る諸経費について、南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例第9条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）「政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情及び各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」

という。)に要する経費に対して交付する。」に基づき、会派「D」の広報費として支出されていることに鑑みても、同日の利用主体を「C」によるものと認めることは困難である。これらから、教育委員会が同日の集まりを政治的主張を含む交流会であると判断したことは妥当である。

このことから、同日の利用が図書館条例第4条各号に規定する業務に沿った目的に合う使い方をする場合に合致しないと判断したことは適正である。

また、図書館内規の利用許可の範囲内であるとして使用を承認したことについて、地方自治法第244条第2項において正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないこと、法第23条第1項第2号の趣旨を踏まえれば単に政治的主張を含む交流会であることを理由に利用を一律に不許可とすることはできないことを踏まえれば、この判断についても適正である。

したがって、教育委員会が同日の利用について目的外使用として整理し、有料で使用を承認したことに違法又は不当な点はない。

第4点目、上記利用のほか「C」名義による施設利用について、教育委員会は、いずれも聞き取り及び申請書から利用目的を学習会と判断し、無料による使用を許可又は承認している。これら以外の事実をもってより詳細な利用実態を把握することは困難であり、したがってこれら知り得た事実により判断を行うことは合理的である。

これまでの検証に基づき、教育委員会が公民館及び図書館の業務に沿った使用目的であると判断し、無料による使用を許可又は承認したことは適正である。

7 結論

「C」及び「D」による中央公民館実習室及び図書館多目的室の使用に対する教育委員会の許可又は承認の判断はいずれも適正であり、請求人の請求はいずれも理由がないものとして棄却する。

8 監査意見

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、公民館、図書館多目的室はさまざまな目的に使用されるようになってきており、使用許可及び使用料の適用についても法令を遵守し、施設の設置目的や利用の向上を十分考慮したうえで、適正な適用が行われることが重要である。公民館、図書館多目的室の利用については、それぞれ内規を定め運用しているが、現行の図書館内規において、利用許可の範囲について「目的内・目的外」の区別を明文化していない運用は、使用承認及び使用料の徴収の判断において行政側の裁量権の逸脱や濫用のリスクを内包する懸念や市民の疑念を招く原因になるとも考えられる。教育委員会は、社会教育施設の利用に関して、市民に対する透明性と公平性を確保し、詳細な基準を策定することで、より適切な運用に努められたい。

以上